

令和8年6月定例月議会

令和8年6月22日

産業建設常任委員会
資料

関連議案	案件名	所管局・課	ページ
議案第54号	長浜市公共下水道等使用料条例の一部改正 について	下水道総務課	2

下水道事業部

所管委員会	産業建設常任委員会
関係案件	議案第54号
所管局・課	下水道総務課

長浜市公共下水道等使用料条例の一部改正について

1. 改正の趣旨・理由

令和7年12月に国の補正予算により拡充された重点支援地方交付金を活用した生活者支援及び事業者支援として、物価高に直面する方々の経済的負担を軽減することを目的に、申請不要で下水道使用料を減免する特例措置を講じることができるよう、長浜市公共下水道等使用料条例の一部を改正します。

2. 主な改正内容

長浜市公共下水道等使用料条例第11条第2項の規定では、使用料の減免を受けようとする者は、規則で定める申請書にその理由を証する書類を添付して市長に申請しなければならないため、申請不要で減免ができるよう同項にただし書を加えます。

3. 施行期日

令和8年7月1日

4. 新旧対照表

新	旧
<p>(減免) 第11条 (略) 2 前項の規定により、使用料の減免を受けようとする者は、規則で定める申請書にその理由を証する書類を添付して、市長に申請しなければならない。<u>ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。</u></p>	<p>(減免) 第11条 (略) 2 前項の規定により、使用料の減免を受けようとする者は、規則で定める申請書にその理由を証する書類を添付して、市長に申請しなければならない。</p>